令和７年３月25日

消防局保安課・指導課

「横浜市火災予防規則及び横浜市危険物規制規則の一部を改正する規則（案）に関する

意見公募について」に対して寄せられたご意見について

横浜市火災予防規則及び横浜市危険物規制規則の一部を改正する規則案について、令和６年12月18日から令和７年１月17日まで意見公募したところ、３名の方からご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見と、それらに対する本市の考え方について、別紙にとりまとめましたので、公表いたします。

なお、いただいたご意見のうち、意見公募の対象となる事項についてのみ考え方を示しております。

ご意見をお寄せいただきました方々のご協力に厚くお礼申し上げます。

別紙

|  |  |
| --- | --- |
| 意見の概要 | 意見に対する対応方針又は考え方 |
| 横浜のHPで消防法令違反等により公表されている建物というページを初めて見て、役所から目を付けられてる建物があるんだということを知りました。  横浜市内で飲食業を営んでいる者ですから、こういう風にはならないように気をつけたいですけど、昨今デジタルタトゥーなんて言葉もありますし、インターネットで名前を晒されている方達が気の毒です。第三者の損害だけではなくて当事者の損失も考えて改正しない選択はありませんでしょうか。  損失というのは客足が遠のいたり取引先と疎遠になったりの経営面で死活問題になることばかりではないです。  自動火災報知機とか屋内消火器設備とかが無いのを見るのは善良な人々だけではないもので、悪徳業者も見れてしまいます。当方そういう知識がないものですから、対策は何か考えているのか心配です。  他にも違反公表制度に基づき重大な消防法違反のある建物を公表しています、とあるページで神奈川県庁を見つけましたが何かの間違えでしょうか。  神奈川県と横浜市の関係性は誰もが知っていますから、色々勘ぐってしまいますが、もし本当に違法なのであれば許せない事です。 | この度は貴重なご意見、又、本市ウェブサイトの「消防法令違反等により公表されている建物」のページを閲覧いただきありがとうございます。  始めに、消防法に基づく措置命令を発動した際の公示の方法についてですが、現行は「標識の設置」、「公報（横浜市報）への掲載」、「消防局又は消防署の掲示板への掲示」があり、建物の所在地や名称、措置事項と併せて命令を受けた者の氏名を公示しています。今回の改正は、消防法に基づく措置命令を発動した際の公示の方法にウェブサイトへの掲載を追加するものとなります。  また、公示とは別に本市ウェブサイトへ消防法令違反等の内容を掲載する場合が２つあります。  １つは、消防法に基づく措置命令を発動した際に個人情報などを除いた命令内容の一部を公表する場合です。もう１つは、横浜市火災予防条例に基づく違反公表制度により公表する場合です。  どちらも、建物の危険性に関する情報を広く市民の皆さまにお知らせし、建物を利用する方々が火災の被害に巻き込まれる危険性を回避するために公表しているものです。  命令内容の一部を公表することは、情報公開制度の一環として消防本部が有する建物の危険性に係る情報を建物を利用する方々に公表するものであることから、公表の対象となる建物関係者に対する不利益処分に該当しないものである旨が総務省消防庁により示されており、現状の形でも差し支えないものとなります。  消防法に基づく措置命令を発動する場合は、消防法令等の違反に関して再三の違反是正指導を実施しているにも関わらず、履行されない事実がある場合などであり、建物の危険性に関する情報をより広く市民の皆さまにお知らせするために、今回の改正が必要であると考えます。  なお、公報（横浜市報）は、「横浜市報インターネット版」として本市ウェブサイトに掲載されていることを申し添えます。  横浜市報参考URL  <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/jorei/shiho/shiho.html> |
| 先日、建物に違反があると消防署の方に言われました。放置するとどうなるか聞くと、命令に背くと告発され、裁判の結果によっては有罪になると説明を受けました。  命令されると、建物に張り紙をつけられたり、市報に載ることも言われました。その時の説明にはなかったのですが、ネットで調べると命令に関して情報提供しているページがありました。改正前なのにどうして公表できるのでしょうか。違法ではないのでしょうか。  私は建物の所有者でもあり、経営者でもあるので、個人情報がネットで公表されると困ります。一度でもネットにあがればデジタルタトゥーになるのではないでしょうか。市民の権利や利益に大きく影響する改正だと思います。  横浜市で違反公表についてネット検索すると、市民・文化観光・消防委員会資料というものが出てきます。この時も規則の改正だったようですが、市会に資料を提出し、議員の先生に審譜してもらっているということでしょうか。この改正は、その時の改正よりも影響が大きいと思います。しっかりと先生に審議してもらってほしいです。  住所や氏名を書くと、建物も特定されてしまうので、匿名とさせていただきます。 | この度は貴重なご意見、又、本市ウェブサイトの「消防法令違反等により公表されている建物」のページを閲覧いただきありがとうございます。  始めに、消防法に基づく措置命令を発動した際の公示の方法についてですが、現行は「標識の設置」、「公報（横浜市報）への掲載」、「消防局又は消防署の掲示板への掲示」があり、建物の所在地や名称、措置事項と併せて命令を受けた者の氏名を公示しています。今回の改正は、消防法に基づく措置命令を発動した際の公示の方法にウェブサイトへの掲載を追加するものとなります。  また、公示とは別に本市ウェブサイトへ消防法令違反等の内容を掲載する場合が２つあります。  １つは、消防法に基づく措置命令を発動した際に個人情報などを除いた命令内容の一部を公表する場合です。もう１つは、横浜市火災予防条例に基づく違反公表制度により公表する場合です。  どちらも、建物の危険性に関する情報を広く市民の皆さまにお知らせし、建物を利用する方々が火災の被害に巻き込まれる危険性を回避するために公表しているものです。  命令内容の一部を公表することは、情報公開制度の一環として消防本部が有する建物の危険性に係る情報を建物を利用する方々に公表するものであることから、公表の対象となる建物関係者に対する不利益処分に該当しないものである旨が総務省消防庁により示されており、現状の形でも差し支えないものとなります。  消防法に基づく措置命令を発動する場合は、消防法令等の違反に関して再三の違反是正指導を実施しているにも関わらず、履行されない事実がある場合などであり、建物の危険性に関する情報をより広く市民の皆さまにお知らせするために、今回の改正が必要であると考えます。  なお、今回の改正は横浜市火災予防条例に基づく違反公表制度の改正ではなく、措置命令を発動した際の公示の方法にウェブサイトへの掲載を追加する規則改正のみとなりますので、その改正にあたっては議会の議決を経ないものであることを申し添えます。 |
| 今回の改正に反対します。理由はいろいろと調べた結果、つぎの疑問点があるからです。  ・ホームページや掲示板に載せる効果や現在の課題がわかりません。横浜市のホームページには既に「消防法令違反等により公表されている建物」が掲載されています。このページの閲覧数やそれに伴う効果などの試算を明らかにしてください。また、なぜ改正前なのに載っているのでしょうか？  ・素人考えですが、公示が「建築物等の利用者や近隣の関係者等の第三者」のためなら、ホームページや消防局や消防署の掲示板に掲示する必要もないとおもいます。誰もみないと思います。その建物の近くに看板でも設ければいいと思いますがいかがでしょうか。また、建物に住む人やお店なら従業員は第三者にならないと思うのですが、そういった人たちにはどういった周知をしているのでしょうか  ．違反の公示について、総務省消防庁の違反是正マニュアル（平成２６年３月４日現在）にも公示の方法の１つとして「市町村のホームページヘの掲載」とあります。10年以上経ってからなぜ今なのでしょうか。今までどのような検討や課題があったのでしょうか。また全国的にやる計画だったり、横浜市のどこの局もやる方針なのでしょうか。  •よくわかっていないなか質問ばかりで申し訳ありませんが、消防の命令とかそんなに多くしているの  でしょうか。また、そんなに危険だったり、重要だったりすることなのでしょうか。そして具体的にはどのような内容を掲載するのでしょうか。安易に市民をネットにさらすようなことをせず、慎重に進めていただければと思います。  •上の質問と重複しますが、ホームページに掲載されている資料では令和５年は12件の命令があったようですが、これは多いのでしょうか。また、８０の違反があり、約60が現有とあります。公示云々の改正より先に、この違反を直させるのが先ではないでしょうか。  ・意見募集は１カ月やっていますが、年末年始を挟んでいます。多くの市民は気が付かないのではないでしょうか。隠れてアリバイ作りに意見募集をしているのではないでしょうか。建物の価値や市民の権利に関わることだと思うので、広く周知したり、年末年始の分、長めに期間を設定しようとは思わなかったのでしょうか。そうしなかった理由はなんでしょうか。  いずれにしてもいい加減な感じがします。現況と改正後の効果やデメリットも明らかになっていないので、このまま改正するのは反対です。 | この度は貴重なご意見、又、本市ウェブサイトの「消防法令違反等により公表されている建物」のページを閲覧いただきありがとうございます。  始めに、消防法に基づく措置命令を発動した際の公示の方法についてですが、現行は「標識の設置」、「公報（横浜市報）への掲載」、「消防局又は消防署の掲示板への掲示」があり、建物の所在地や名称、措置事項と併せて命令を受けた者の氏名を公示しています。今回の改正は、消防法に基づく措置命令を発動した際の公示の方法にウェブサイトへの掲載を追加するものとなります。  また、公示とは別に本市ウェブサイトへ消防法令違反等の内容を掲載する場合が２つあります。  １つは、消防法に基づく措置命令を発動した際に個人情報などを除いた命令内容の一部を公表する場合です。もう１つは、横浜市火災予防条例に基づく違反公表制度により公表する場合です。  どちらも、建物の危険性に関する情報を広く市民の皆さまにお知らせし、建物を利用する方々が火災の被害に巻き込まれる危険性を回避するために公表しているものです。  命令内容の一部を公表することは、情報公開制度の一環として消防本部が有する建物の危険性に係る情報を建物を利用する方々に公表するものであることから、公表の対象となる建物関係者に対する不利益処分に該当しないものである旨が総務省消防庁により示されており、現状の形でも差し支えないものとなります。  「消防法令違反等により公表されている建物」のページの閲覧数については、令和６年分で20,000アクセスを超える数値となっております。  建物を利用する方々へは、消防法に基づく措置命令を発動した際、標識を設置することが消防法第５条第３項などで求められており、建築物等の主要な出入口となる部分に掲示することで周知しています。  今回改正に至った背景については、総務省が令和６年６月７日に令和５年度通信利用動向調査の結果を公表していますが、スマートフォンを保有している世帯の割合（90.6％）が９割を超え、個人でのスマートフォンの保有割合（78.9％）は増加傾向にあることから、建物の危険性に関する情報を広く市民の皆さまにお知らせし、建物を利用する方々が火災の被害に巻き込まれる危険性を回避するために、命令の公示にウェブサイトへの掲載を追加することは効果があると考えます。  消防法に基づく措置命令を発動する場合は、消防法令等の違反に関して再三の違反是正指導を実施しているにも関わらず、履行されない事実がある場合などであり、建物の危険性に関する情報をより広く市民の皆さまにお知らせするために、今回の改正が必要であると考えます。  なお、意見公募期間については、「横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱」第５条第３項に基づき、意見の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）の公示の日から起算して30日以上でなければならないとされていることから、要綱に基づき意見提出期間31日間と設定しました。 |